

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク 映像コンテンツ制作・メディア活用業務委託企画提案仕様書

1. 件名

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク映像コンテンツ制作・メディア活用業務委託

2. 業務の目的

令和9年度の祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録10周年は、これまでの歩みや成果を「見える化」し、地域資源や住民活動の魅力を効果的に発信する絶好の機会である。これを契機として、3市町（延岡市、高千穂町、日之影町）の地域活動団体、ユネスコスクール・連携校、企業、行政等が協働し、地域の魅力や未来について考え、地域内外に効果的な情報発信を行う。

本業務では、地域活動団体等への取材・撮影を行い、地域の魅力や営み、活動の価値を伝える映像コンテンツを制作し、幅広い世代へリーチ可能な各種メディアで発信することで、ユネスコエコパークの認知度向上、各地域の魅力度向上、滞在型の利用促進及び継続的な関係人口の創出・拡大を図るとともに、地域住民や地域内外の方々の理解・共感を深め、活動への参加や支援、次世代への継承を促すことにより持続可能な地域づくりにつなげることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

4. 業務の基本的な考え方

本業務は、単に祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの自然や観光地を紹介するものではなく、その地域で実際に活動している「人」や「地域の営み」に焦点を当てるものとする。

また、延岡市、高千穂町及び日之影町の3市町が連携して実施する事業であることを踏まえ、各地域の特色を活かしながら、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク全体としての一体感が感じられる内容とする。

5. 業務の内容

（1）全体企画・構成

本業務の全体の企画、構成及び制作進行を行う。

地域活動団体等への取材を通じて、それぞれの活動内容や活動に対する思いを整理し、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク登録10周年という共通のテーマのもと、映像コンテンツとして構成する。

なお、映像の具体的な表現方法、演出、編集方法等については、受注者の専門的な知見を活かした提案を基本とする。

（2）映像コンテンツ等の制作

① Aタイプ（15秒CM：3本）

・延岡市、高千穂町及び日之影町の3市町を一体的に紹介する15秒CMを3本制作する。

② Bタイプ（90秒動画：4本、15秒CM：11本）

・地域活動団体等の活動を紹介する映像コンテンツ（90秒動画、4本）を制作する。

- ・ 1本あたり、5～6団体程度の活動を紹介するものとし、計21団体の活動を取り上げる。
- ・ 制作した映像コンテンツ（90秒動画、4本）を活用し、15秒CMを11本制作する。
- ・ 1本あたり、2団体程度を紹介する構成を基本とする。

※団体数と映像本数の関係については、取材・編集上の効果を踏まえ、受注者からの提案を受けて調整することができるものとする。

③ 著作権及び映像の活用

- ・ 制作したCM等の著作権は、受注者に帰属するものとする。ただし、延岡市、高千穂町及び日之影町がホームページ、SNS、広報媒体、イベント等で活用する場合は、各市町の希望に可能な限り応じ、必要な協力を行うものとする。
- ・ 制作した映像コンテンツは、3市町や地域活動団体、学校等で期間の定めなく活用（動画編集を含む。）が可能となるよう著作権等の許可を得ること。

（3）取材・撮影

- ・ 延岡市（11団体）、高千穂町（6団体）及び日之影町（4団体）の地域活動団体等、計21団体程度を対象とする。
- ・ 対象団体については、発注者が別途提示する。
- ・ 取材・撮影の内容については、発注者及び対象団体と協議の上、決定する。

（4）テレビCMの放送

- ・ 制作したCMについて、令和9年3月31日までに放送すること。
- ・ 放送回数はAタイプとBタイプで計88本を目安とする。
- ・ 放送時間帯や放送回数については、視聴率の高い時間帯への放送など戦略的なメディアプランの提案を行い、発注者と受注者で協議し、決定する。

6. 成果物

本業の完了後、速やかに以下の成果物を発注者に提出すること。

① CM映像データ（Aタイプ、Bタイプ）

② 動画コンテンツ（Bタイプ）

※動画データについて1080p以上の解像度でMP4形式にて記録媒体（DVD-RもしくはCD-R）にコピーして、2部納品すること。

③ 業務完了報告書

- ・ スケジュール
- ・ 実施した業務の内容、放送実績

④ その他業務を実施する上で作成した資料等

7. その他

- （1）業務委託契約の締結後、成果物の納品までの作業スケジュールを速やかに提出すること。
- （2）発注者が出席を求める会議、その他の打ち合わせ等に参加すること。
- （3）本業務で作成された成果物の所有権や著作権は、制作したCMを除き発注者に帰属する。

- (4) 本業務を実施するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (5) 被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (6) 本市から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を、第三者に漏らさないこと。
- (7) 本仕様に定めのない事項や、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。